

新型コロナウイルス 給付金

特別定額給付金

手続き要 一律1人10万円

- （令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

子育て世帯への臨時特別給付金

手続き不要 子ども一人当たり1万円

生活お困りごと相談窓口 【新型コロナウイルスの影響によるもの】

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難	少額の費用の貸付 貸付上限額： ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内	・津市社会福祉協議会 059-246-1165 8:30~17:15 土日祝除く ・厚生労働省相談ダイヤル 0120-46-1999 9:00~21:00 土日祝含む
市民県民税・固定資産税の支払いが困難	支払猶予制度など	津市 収税課 229-3135
国民健康保険料の支払いが困難	支払猶予制度など	津市 保険医療助成課 229-3160
収入減で高校などの授業料の支払いが困難	高等学校及び特別支援学校等における入学料等の免除、減額及び猶予など	・三重県教育委員会 ・通学されている学校 ※私立は通学されている学校
収入減で大学などの授業料の支払いが困難 ※ すでに大学等に在学している人が対象です。	返済不要の給付型奨学金を支給する修学支援制度や、貸与型奨学金など	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 9:00~20:00 (月~金) 祝日除く
感染して働けないときの手当（傷病手当金）		加入している健康保険の窓口